

主要施策	健康で郷土を愛する人間性豊かな人材の育成
施策の柱	4 就学支援対策の整備
施策の分類	人づくり

■ 現状と課題

○教育費の負担

近年の厳しい経済状況に加え、母子家庭や多子世帯など世帯状況も多様化しており、教育費が家計を圧迫しているケースも見受けられます。経済的な理由から、就学を断念することのないよう教育費負担軽減策を充実させることが課題となっています。

町では、平成4年に児童育成支援金条例を制定しており、第3子以降の子どもを持つ保護者に対し、誕生時や学校入学時などに合わせて100万円の支援金を支給し、保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいます。

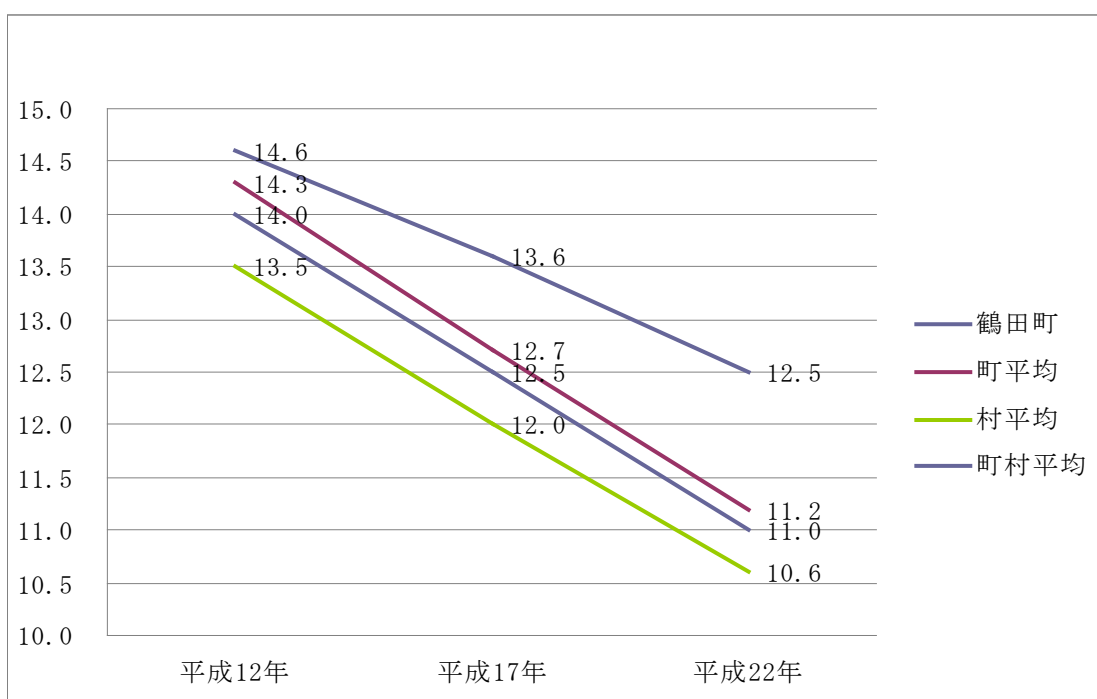
○特別支援教育の充実

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、特別支援教育（※1）が学校教育法（※2）に位置づけられ、すべての学校において適切な指導や必要な支援を行うこととされています。

※1 特別支援教育…障害をもつ子どもたちの自立や社会参加を支援するための教育で、一人ひとりの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行うものです。

※2 学校教育法…学校教育制度の根幹を定めた法律（昭和22年制定）で、学校における目的や教育目標、就

4-1 年少人口（0～14歳）の割合(%)



（出典：平成22年国勢調査）

■ 目指す姿（基本方針）

- 誰もが経済的に安心して学校に就学できるまちを目指します。
- 子どもたちの自立や社会参加を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、特別支援教育の充実したまちを目指します。

■ 施策の内容

- 経済的な理由により、小中学校の子どもたちの学校生活に支障がある保護者に対し、学用品費や給食費等の一部を援助します。
- 子どもを持つ保護者に対し、経済的負担を軽減する施策の充実を図ります。
- 経済的な理由により、高等学校や高等専門学校・短期大学・大学に就学が困難な場合、奨学金を無利子で貸与します。
- 幼稚園・保育所・小学校・中学校・福祉部局と連携し、適切な就学を支援します。
- 特別な支援を必要とする子どもに対し、一人ひとりがその持てる力を高め、自立や社会参加ができるように、家庭や地域と連携しながら、特別支援教育の充実に努めます。また、特別支援教育を行う教員の専門的知識の習得を促進するため、研修を充実させるなど人材育成に努めます。

担当：教育委員会・町民生活課



鶴田中学校入学式で校歌を歌う生徒たち